

電力広域的運営推進機関 積立金管理業務規程 新旧対照表 (案)

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p data-bbox="1092 279 1457 310">令和 4年4月 1日施行</p> <h1 data-bbox="332 919 1234 1016">積立金管理業務規程</h1> <p data-bbox="480 1640 1086 1692">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2487 279 2852 310">令和 4年4月 1日施行</p> <p data-bbox="2487 321 2852 352">令和 年 月 日変更</p> <h1 data-bbox="1727 919 2629 1016">積立金管理業務規程</h1> <p data-bbox="1875 1640 2481 1692">電力広域的運営推進機関</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条)</p> <p>第2章 積立金管理業務を行う時間及び休日に関する事項 (第5条)</p> <p>第3章 積立金管理業務を行う事務所に関する事項 (第6条)</p> <p>第4章 積立金管理業務の実施方法に関する事項</p> <p>    第1節 <u>FIP認定事業の積立金算定 (第7条—第12条)</u></p> <p>    第2節 <u>FIT認定事業の積立金算定 (第13条—第18条)</u></p> <p>第5章 <u>積立金管理業務の実施方法 (取戻し) に関する事項 (第19条—第23条)</u></p> <p>第6章 <u>積立金管理業務の実施方法 (その他) に関する事項 (第24条—第28条)</u></p> <p>第7章 <u>解体等積立金の運用の方法に関する事項 (第29条—第32条)</u></p> <p>第8章 <u>積立金管理業務に関する秘密の保持に関する事項 (第33条—第36条)</u></p> <p>第9章 <u>積立金管理業務に関する公正の確保に関する事項 (第37条—第38条)</u></p> <p>第10章 <u>積立金管理業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項 (第39条—第40条)</u></p> <p>第11章 <u>その他積立金管理業務に関し必要な事項 (第41条)</u></p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条)</p> <p>第2章 積立金管理業務を行う時間及び休日に関する事項 (第5条)</p> <p>第3章 積立金管理業務を行う事務所に関する事項 (第6条)</p> <p>第4章 積立金管理業務の実施方法に関する事項 <u>(第7条—第31条)</u></p> <p>    (削除)</p> <p>    (削除)</p> <p>    (削除)</p> <p>    (削除)</p> <p>第5章 <u>積立金の運用の方法に関する事項 (第32条—第35条)</u></p> <p>第6章 <u>積立金管理業務に関する秘密の保持に関する事項 (第36条—第39条)</u></p> <p>第7章 <u>積立金管理業務に関する公正の確保に関する事項 (第40条・第41条)</u></p> <p>第8章 <u>積立金管理業務に関する帳簿、書類の管理及び保存に関する事項 (第42条・第43条)</u></p> <p>第9章 <u>雑則 (第44条)</u></p> <p>附則</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>この規程は、電力広域的運営推進機関 (以下「本機関」という。) が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成23年法律第108号) (以下「法」という。) 第15条の14の規定により、<u>法第15条の13の規定により行う本機関に積み立てられた解体等積立金の管理に関する業務 (以下「積立金管理業務」という。) の実施に関する基本的事項を定め、もって積立金管理業務の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。</u></u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>本規程は、電力広域的運営推進機関 (以下「本機関」という。) が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成23年法律第108号) (以下「法」という。) 第15条の20の規定により、<u>法第15条の19の規定により行う積立金管理業務に関する基本的事項を定め、もって積立金管理業務の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。</u></u></p>
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 本機関は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則 (平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。) 並びにこれに基づく命令、通知によるほか、<u>この規程に従い、公正かつ適切に積立金管理業務を実施する。</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 本機関は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則 (平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。) 並びにこれに基づく命令、通知によるほか、<u>本規程に従い、公正かつ適切に積立金管理業務を実施する。</u></p>
<p>(用語)</p> <p>第3条 本規程で使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、<u>法及び本機関の業務規程</u>において使用する用語の例による。</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一 <u>「解体等」とは、再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理をいう。</u></p> <p>二 <u>「解体等積立金」とは、法第15条の6第2項及び第3項の規定により、再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるために積み立てる金銭をいう。</u></p> <p>三 <u>「FIP認定事業」とは、法により認定事業者 (法第9条第4項の認定 (第10条第1項の変更又は追加の認定を含む。) を受けた者をいう。以下同じ。) が市場取引等により供給 (売電) する際に、その売電価格に対して一定のプレミアム (補助額) を上乗せする制度 (FIP制度) において、当該認定を受けた事業をいう。</u></p> <p>四 <u>「FIT認定事業」とは、法に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT制度) において、当該認定を受けた事業をいう。なお、本規程においては、一時調達契約に係る再生可能エネルギー発電事業を含む。</u></p> <p>五 「外部積立て」とは、<u>法第15条の6第2項及び第3項の規定により、認定事業者が解体等積立金を本機関</u></p>	<p>(用語)</p> <p>第3条 本規程で使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、<u>法、施行規則及び業務規程</u>において使用する用語の例による。</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>一 「外部積立て」とは、<u>法第15条の12第3項の規定により、認定事業者が解体等積立金を本機関に積み立て</u></p>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u> )	変 更 後 (変更点に <u>下線</u> )
<p>に積み立てることをいう。</p> <p>六 「内部積立て」とは、<u>法第15条の11</u>の規定により、法第9条第3項に規定する事項が記載された再生可能エネルギー発電事業計画について、同条第4項の認定を受けた認定事業者が、当該事項に従って、再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てることをいう。</p> <p>七 「認定事業者等」とは、<u>認定事業者又は認定事業者であった者若しくはその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、認定事業者である地位を承継する者が存しない場合には、当該法人の役員であった者を含む。）</u>をいう。</p> <p>八 「自治体等」とは、<u>都道府県知事、市町村長その他の認定事業者等以外の者をいう。</u></p>	<p>ることをいう。</p> <p>二 「内部積立て」とは、<u>法第15条の17</u>の規定により、法第9条第3項に規定する事項が記載された再生可能エネルギー発電事業計画について、同条第4項の認定を受けた認定事業者が、当該事項に従って、再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てることをいう。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(業務時間及び休日)</p> <p>第5条 積立金管理業務を行う時間は、<u>本機関の業務規程第11条第3項及び第4項</u>の規定による。</p>	<p>(業務時間及び休日)</p> <p>第5条 積立金管理業務を行う時間は、<u>業務規程第11条第3項及び第4項</u>の規定による。</p>
<p><b>第4章 積立金管理業務の実施方法に関する事項</b> (新設)</p>	<p><b>第4章 積立金管理業務の実施方法に関する事項</b> <b>第1節 交付金相当額積立金の積立ての方法に関する事項</b></p>
<p>(新設)</p>	<p>(再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定情報の取得)</p> <p>第7条 <u>本機関は、交付金相当額積立金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条第4項に基づき経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(交付金相当額積立金の額の算定)</p> <p>第8条 <u>本機関は、法第15条の7の規定により、交付金相当額積立金の額の算定を行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(交付金相当額積立金の額の決定)</p> <p>第9条 <u>本機関は、前条の算定により、各認定事業者が積み立てるべき交付金相当額積立金の額を決定する。</u></p> <p>2 <u>本機関は、前項の規定により決定した各認定事業者が積み立てるべき交付金相当額積立金の額を経済産業大臣に報告する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(供給促進交付金の交付に係る交付金相当額積立金の控除)</p> <p>第10条 <u>本機関は、認定事業者に対して供給促進交付金を交付するときは、法第15条の8第1項の規定により、供給促進交付金の額から、交付金相当額積立金の額（当該供給促進交付金の額を限度とする。）を控除する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により供給促進交付金の額から控除した額は、法第15条の8第2項の規定により、当該認定事業者が交付金相当額積立金として本機関に積み立てたものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(調整交付金の交付に係る交付金相当額積立金の支払いとの相殺)</p> <p>第11条 <u>本機関は、FIT電気買取事業者に対して調整交付金を交付するときは、調整交付金の交付と、法第15条の6第3項の規定により認定事業者が当該FIT電気買取事業者を經由して本機関に積み立てるべき交付金相当額積立金の支払いとを、対当額（当該調整交付金の額を限度とする。）で相殺するものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(積み立てた交付金相当額積立金の額の照会への回答)</p> <p>第12条 <u>認定事業者は、本機関が第9条第1項の規定による交付金相当額積立金の額の決定及び前2条の規定による交付金相当額積立金の処理を行ったときは、当該認定事業者が積み立てた交付金相当額積立金の額について、本機関に照会することができる。この場合において、本機関は、本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより回答するものとする。</u></p>
<p><b>第1節 FIP認定事業の積立金算定</b></p>	<p><b>第2節 解体等積立金の外部積立ての方法に関する事項</b></p>
<p>(再生可能エネルギー発電の認定情報の取得)</p> <p>第7条 <u>本機関は、解体等積立金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条第4条に基づき経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。</u></p>	<p>(再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定情報の取得)</p> <p>第13条 <u>本機関は、解体等積立金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条第4項に基づき経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。</u></p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>（FIP 認定事業の解体等積立金の算定に係る資料の提出）</p> <p>第8条 本機関は、解体等積立金の額を算定するため、<u>法第15条の6第3項の規定により、外部積立てにあたって、施行規則第13条の6第1項で定める期間ごとに、一般送配電事業者に対し、供給電力量その他積立金管理業務に必要な資料の提出を求める。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>（FIP 認定事業の解体等積立金の算定）</p> <p>第9条 本機関は、<u>前条の規定により一般送配電事業者又は認定事業者から提出を受けた資料に基づき、解体等積立金の額の算定を行う。ただし、法第15条の11の規定により内部積立てを行う FIP 認定事業を除く。</u></p> <p>2 前項の解体等積立金の額の算定は、<u>法第15条の7第1項に規定する方法により、これを行うものとする。</u></p>	<p>（解体等積立金の額の算定）</p> <p>第14条 本機関は、<u>法第15条の13第1項の規定により、外部積立てに係る解体等積立金の額の算定を行うものとする。</u></p> <p>（削除）</p>
<p>（FIP 認定事業の解体等積立金の額の決定）</p> <p>第10条 本機関は、<u>前条の算定により、各認定事業者が積み立てるべき解体等積立金の額を決定する。</u></p> <p>2 本機関は、<u>前項で決定した各認定事業者の解体等積立金の額を経済産業大臣に報告する。</u></p>	<p>（解体等積立金の額の決定）</p> <p>第15条 本機関は、<u>前条の算定により、各認定事業者の外部積立てに係る解体等積立金の額を決定する。</u></p> <p>2 本機関は、<u>前項の規定により決定した各認定事業者の外部積立てに係る解体等積立金の額を経済産業大臣に報告する。</u></p>
<p>（供給促進交付金の交付に係る解体等積立金の控除）</p> <p>第11条 本機関は、<u>法第15条の11の規定により内部積立てを行う FIP 認定事業を除き、法第15条の8第1項の規定により、供給促進交付金の額から、解体等積立金の額（当該供給促進交付金の額を限度とする。）を控除する。</u></p> <p>2 前項の規定により供給促進交付金の額から控除した額は、<u>法第15条の8第2項により、当該認定事業者が解体等積立金として本機関に積み立てたものとみなす。</u></p> <p>3 本機関は、<u>認定事業者ごとに解体等積立金の額及び供給促進交付金の額を算定した結果、解体等積立金の額が供給促進交付金の額を上回った場合には、認定事業者に対して不足額（解体等積立金が供給促進交付金の額を上回った額）を請求する。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（供給促進交付金の交付に係る解体等積立金の控除）</p> <p>第16条 本機関は、<u>認定事業者に対して供給促進交付金を交付するときは、法第15条の14第1項の規定により、供給促進交付金の額から、解体等積立金の額（当該供給促進交付金の額を限度とする。）を控除する。ただし、当該認定事業者が法第15条の6の規定による命令を受けた者である場合における供給促進交付金の額は、第10条第1項の規定により控除した額とする。</u></p> <p>2 前項の規定により供給促進交付金の額から控除した額は、<u>法第15条の14第2項の規定により、当該認定事業者が解体等積立金として本機関に積み立てたものとみなす。</u></p> <p>3 本機関は、<u>認定事業者に対して供給促進交付金を交付するときは、前条第1項の規定により決定した当該認定事業者が外部積立てとして積み立てるべき解体等積立金の額が、当該認定事業者に対して交付する供給促進交付金の額を下回る算定期間がある場合には、当該認定事業者に対し、当該算定期間が属する年度の当該下回る額の合計額について、期限までに本機関に積み立てることを求める。ただし、当該認定事業者が法第15条の6の規定による命令を受けた者である場合における供給促進交付金の額は、第10条第1項の規定により控除した額とする。</u></p> <p>4 前項の期限は、<u>本機関が同項により積み立てることを求めた日が属する月の末日とし、当該日が休日（業務規程第11条第3項に規定する休業日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その翌営業日とする。</u></p> <p>5 本機関は、<u>第3項に規定する認定事業者に対して積み立てることを求める下回る額の合計額に相当する金銭を、本機関が指定する銀行口座への振込みにより求めるものとする。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。</u></p> <p>6 前項の振込みに要する費用は、<u>認定事業者が負担するものとする。</u></p>
<p>（積立てられた解体等積立金の額等の通知）</p> <p>第12条 本機関は、<u>第9条第1項の決定及び前条の処理を行った場合は、各認定事業者に対し、本機関に積み立てられた解体等積立金の額その他必要な事項を電子メール又は情報処理システムにより通知する。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第2節 FIT認定事業の積立金算定</p>	<p>（削除）</p>
<p>（再生可能エネルギー発電の認定情報の取得）</p> <p>第13条 本機関は、<u>解体等積立金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条第4項に基づき経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。</u></p>	<p>（削除）</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(FIT 認定事業の解体等積立金の算定に係る資料の受付)</p> <p>第14条 本機関は、<u>法第15条の6第4項により、FIT電気買取事業者を</u>経由して認定事業者が外部積立てをするにあたって、<u>解体等積立金の額を算定する目的で、施行規則第13条の6第1項で定める期間ごとに、特定契約及び一時調達契約を締結しているFIT電気買取事業者（平成24年経済産業省令第46号「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」附則第11条に規定するみなし電気事業者を含む。以下同じ。）</u>に対し、当該FIT電気買取事業者が特定契約及び一時調達契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量その他必要な事項を通知することを求めるものとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(FIT 認定事業の解体等積立金の算定)</p> <p>第15条 本機関は、<u>前条の規定により提出を受けた各電気事業者からの資料に基づき、解体等積立金の額の算定を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の解体等積立金の額の算定は、法第15条の7第1項に規定する方法により、これを行うものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(FIT 認定事業の解体等積立金の額の決定)</p> <p>第16条 本機関は、<u>前条の算定により、各認定事業者の解体等積立金の額を決定する。</u></p> <p>2 <u>本機関は、前項で決定した各認定事業者の解体等積立金の額を経済産業大臣に報告する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(調整交付金の交付に係る解体等積立金の相殺)</p> <p>第17条 本機関は、<u>積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に係る調整交付金をFIT電気買取事業者に対して交付するときは、法第15条の11により内部積立てを行うFIT認定事業を除き、調整交付金の交付義務と、法第15条の6第4項及び施行規則第13条の5の規定により、FIT電気買取事業者が本機関に対して支払うべき解体等積立金の支払義務とを、対等額（当該調整交付金の額を限度とする。）で相殺するものとする。</u></p> <p>2 <u>本機関は、認定事業者ごとの解体等積立金の額が調整交付金の額を上回った場合、月ごとに不足額を計算し、当該認定事業者と特定契約と締結するFIT電気買取事業者から不足額を請求する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(調整交付金の交付に係る解体等積立金の支払いとの相殺)</p> <p>第17条 本機関は、<u>FIT電気買取事業者に対して調整交付金を交付するときは、当該電気事業者に交付する調整交付金の交付と、法第15条の12第4項の規定により、認定事業者がFIT電気買取事業者を</u>経由して本機関に<u>積み立てるべき解体等積立金の支払いとを、対当額（当該調整交付金の額を限度とする。）で相殺するものとする。ただし、当該認定事業者が法第15条の6の規定による命令を受けた者である場合における調整交付金の額は、第10条第1項の規定により控除した額とする。</u></p> <p>2 <u>本機関は、FIT電気買取事業者に対して調整交付金を交付するときは、第14条第1項の規定により決定した当該認定事業者が積み立てるべき解体等積立金の額が、当該電気事業者に交付する調整交付金の額を下回る交付期間がある場合には、当該FIT電気買取事業者に対し、当該算定期間が属する年度の当該下回る額の合計額に相当する金銭について、期限までに本機関に支払うことを求める。ただし、当該認定事業者が法第15条の6の規定による命令を受けた者である場合における調整交付金の額は、第10条第1項の規定により控除した額とする。</u></p> <p>3 <u>前項の期限は、本機関が同項により支払うことを求めた日が属する月の翌月末日とし、当該日が休日に当たるときは、その翌営業日とする。</u></p> <p>4 <u>本機関は、第2項に規定する認定事業者に対して支払うことを求める下回る額の合計額に相当する金銭を、本機関が指定する銀行口座への振込みにより求めるものとする。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。</u></p> <p>5 <u>前項の振込みに要する費用は、認定事業者が負担するものとする。</u></p>
<p>(積み立てられた解体等積立金の額等の開示)</p> <p>第18条 本機関は、<u>第15条第1項の決定及び前条の処理を行った場合は、各認定事業者に対し、本機関に積み立てられた解体等積立金の額その他必要な事項について積立金管理業務を行う情報処理システムにより開示する。</u></p>	<p>(積み立てた解体等積立金の額の照会への回答)</p> <p>第18条 認定事業者は、<u>本機関が第14条第1項の規定による解体等積立金の額の決定及び前2条の規定による解体等積立金の処理を行ったときは、当該認定事業者が積み立てた解体等積立金の額について、本機関に照会することができる。この場合において、本機関は、本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより回答するものとする。</u></p>
<p>第5章 積立金管理業務の実施方法（取戻し）に関する事項</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第3節 <u>交付金相当額積立金の取戻しの方法に関する事項</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	<p>(<u>交付金相当額積立金の取戻し申請に対する審査及び取戻しに係る額の決定</u>)</p> <p>第19条 本機関は、認定事業者又は旧認定事業者が本機関に積み立てた交付金相当額積立金の全部又は一部について、当該認定事業者又は当該旧認定事業者から法第15条の9の取戻しに係る申請を受けたときは、申請内容を審査し、交付金相当額積立金の取戻しに係る額を決定する。</p> <p>2 前項の申請は、本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより行うものとする。</p>
(新設)	<p>(<u>交付金相当額積立金の本機関への帰属</u>)</p> <p>第20条 本機関は、法第15条の10第1項の規定により、都道府県知事、市町村長その他の認定事業者及び旧認定事業者以外の者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置を講じた場合において、当該再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者又は旧認定事業者により本機関に積み立てられた交付金相当額積立金があるときは、当該交付金相当額積立金は、本機関に帰属するものとする、</p> <p>2 前項の規定により本機関に帰属した金銭は、法第15条の10第2項の規定により、徴収等業務費用に充てるものとする。</p>
(新設)	<p>(<u>交付金相当額積立金の取戻し申請に対する審査の結果及び取戻しに係る額の通知</u>)</p> <p>第21条 本機関は、第19条第1項の規定による審査及び決定を行ったときは、その結果及び取戻しに係る額について、電子メール又は本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより、当該認定事業者又は当該旧認定事業者に対し通知するものとする。</p>
(新設)	<p>(<u>交付金相当額積立金の取戻しへの対応の方法</u>)</p> <p>第22条 本機関は、交付金相当額積立金の取戻しにあたり、認定事業者又は旧認定事業者の指定する銀行その他金融機関の口座への振込みにより対応するものとする。</p> <p>2 前項の振込みに要する費用は、本機関が負担するものとする。</p>
(新設)	<p>第4節 解体等積立金の取戻しの方法に関する事項</p>
<p>(<u>認定事業者等からの取戻し申請に対する審査及び解体等積立金の取戻し額の決定</u>)</p> <p>第19条 本機関は、<u>法第15条の9及び施行規則第13条の7の規定により、認定事業者等が本機関に積み立てた解体等積立金の全部又は一部を取り戻すための申請を受け付けた場合には、申請内容の審査を実施し、解体等積立金の取戻し額を決定する。</u></p> <p>2 本機関は、<u>認定事業者等による解体等積立金の全部又は一部の取戻し申請に際して、施行規則様式第7の2の申請書及び必要書類の提出を求める。また、申請書及び必要書類の提出は、本機関の提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにて受け付けるものとする。</u></p>	<p>(<u>認定事業者等からの解体等積立金の取戻し申請に対する審査及び取戻しに係る額の決定</u>)</p> <p>第23条 本機関は、認定事業者等が本機関に積み立てた解体等積立金の全部又は一部について、当該認定事業者等から法第15条の15の規定による取戻しに係る申請を受けたときは、申請内容を審査し、解体等積立金の取戻しに係る額を決定するものとする。</p> <p>2 前項の申請は、本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより行うものとする。</p>
<p>(<u>自治体等からの取戻し申請に対する審査及び解体等積立金の取戻し額の決定</u>)</p> <p>第20条 本機関は、<u>自治体等が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置を講じた場合において、法第15条の10及び施行規則第13条の7により、当該措置に要した費用に充てることを目的として、その費用の額の範囲内で、本機関に積み立てられた解体等積立金を当該認定事業者等に代わって取り戻すための申請を受け付けた場合には、申請内容の審査を実施し、解体等積立金の取戻し額を決定する。</u></p> <p>2 本機関は、<u>自治体等による解体等積立金の全部又は一部の取戻し申請に際して、施行規則様式第7の3の申請書及び必要書類の提出を求めるものとする。また、自治体等からの取戻し申請については、認定発電設備に係る認定事業者等及び本機関にあらかじめ通知することを取戻しの条件とする。</u></p>	<p>(<u>認定事業者等以外の者からの解体等積立金の取戻し申請に対する審査及び取戻しに係る額の決定</u>)</p> <p>第24条 本機関は、<u>都道府県知事、市町村長その他の認定事業者等以外の者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置を講じた場合において、当該認定事業者等以外の者から法第15条の16の規定による取戻しに係る申請を受けたときは、申請内容を審査し、解体等積立金の取戻しに係る額を決定する。</u></p> <p>2 都道府県知事、市町村長その他の認定事業者等以外の者による前項の申請は、あらかじめ、その旨について、<u>認定発電設備に係る認定事業者等及び本機関に通知した場合に限るものとする。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(審査結果及び解体等積立金の取戻し額の通知)</p> <p>第21条 本機関は、第19条及び前条の規定による審査結果及び決定した取戻し額を認定事業者等又は自治体等に対し電子メール又は積立金管理業務を行う情報処理システムにより通知する。</p>	<p>(解体等積立金の取戻し申請に対する審査の結果及び取戻しに係る額の通知)</p> <p>第25条 本機関は、第22条第1項又は前条第1項の規定による審査及び決定を行った場合には、その結果及び取戻しに係る額について、電子メール又は本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより、当該認定事業者等又は当該認定事業者等以外の者に対し通知するものとする。</p>
<p>(解体等積立金の取戻し方法)</p> <p>第22条 本機関は、認定事業者等又は自治体等の指定する銀行その他の金融機関口座への振込みにより解体等積立金の取戻しに対応する。</p> <p>2 前項の振込みに要する費用は、本機関の負担とする。</p>	<p>(解体等積立金の取戻しへの対応の方法)</p> <p>第26条 本機関は、解体等積立金の取戻しにあたり、認定事業者等又は認定事業者等以外の者の指定する銀行その他金融機関の口座への振込みにより対応するものとする。</p> <p>2 前項の振込みに要する費用は、本機関が負担するものとする。</p>
<p><b>第6章 積立金管理業務の実施方法（その他）に関する事項</b></p>	<p><b>(削除)</b></p>
<p>(新設)</p>	<p>第5節 積立金の取扱いに関するその他の事項</p>
<p>(積立金残高確認書の発行)</p> <p>第24条 本機関は、認定事業者からの求めにより、各認定事業者の解体等積立金の累計残高及び再生可能エネルギー発電設備ごとの解体等積立金の残高が記載された積立金残高確認書を発行する。</p>	<p>(積立金残高確認書の発行)</p> <p>第27条 本機関は、認定事業者等からの求めにより、当該認定事業者等の積立金の累計残高が記載された積立金残高確認書を発行する。</p>
<p>(内部積立てから外部積立てへの変更に伴う本機関の対応)</p> <p>第25条 本機関は、内部積立ての認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画が内部積立ての基準を満たさなくなり、施行規則第6条の2第6項の規定により、その積立方法について内部積立てから外部積立てへの変更認定がされた場合には、当該時点で外部積立てすべき額を含む必要な事項を経済産業省から受領し、当該認定事業者に対して外部積立てをすべき解体等積立金相当額の本機関への納付を求めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 本機関は、前項の外部積立てをすべき解体等積立金相当額について、認定事業者から、本機関が指定する銀行口座への振込みにより納付を受け付ける。</p> <p>3 前項の振込みに要する費用は、認定事業者の負担とする。</p>	<p>(解体等積立金の内部積立てから外部積立てへの変更に伴う金銭の積立て)</p> <p>第28条 本機関は、解体等積立金の内部積立ての認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画が内部積立ての基準を満たさなくなり、内部積立てから外部積立てへの変更認定がされた場合には、当該時点で外部積立てとして積み立てるべき金銭の額を含む必要な事項を経済産業省から受領し、当該認定事業者に対し、当該積み立てるべき金銭について、期限までに本機関に積み立てることを求める。</p> <p>2 前項の期限は、本機関が同項により積み立てることを求めた日が属する月の翌月末日とし、当該日が休日に当たるときは、その翌営業日とする。</p> <p>3 本機関は、第1項に規定する認定事業者に対し積み立てることを求める当該認定事業者が積み立てるべき金銭の積立てを、本機関が指定する銀行口座への振込みにより求めるものとする。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。</p> <p>4 前項の振込みに要する費用は、認定事業者が負担するものとする。</p>
<p>(取戻し積立金差額の積立て)</p> <p>第26条 本機関は、「廃棄等費用積立ガイドライン」により、解体等積立金の取戻しを行った認定事業者等が、実際に解体した太陽光パネルの量が積立金取戻し時に予定していた太陽光パネルの量より少ないことを工事完了登録時に確認した場合には、当該認定事業者等に対し、本機関に本来の取戻し可能額と実際の取戻し額の差額を納付することにより、その差額を積み立てることを求める。</p> <p>(新設)</p> <p>2 本機関は、前項の取戻し額の差額について、認定事業者等から、本機関が指定する銀行口座への振込みにより前項の差額の納付を受け付ける。</p> <p>3 前項の振込みに要する費用は、認定事業者等の負担とする。</p>	<p>(解体等積立金の取戻しに係る差額に相当する金銭の積立て)</p> <p>第29条 本機関は、解体等積立金の取戻しを行った認定事業者等から受けた工事完了登録の申請内容を審査するときは、当該認定事業者等が実際に解体等を実施した太陽光パネルの量が、当該認定事業者等が積立金取戻し時に解体等を予定していた太陽光パネルの量より少ないことを確認した場合には、当該認定事業者等に対し、取戻しに係る額と実際の取戻し可能額の差額に相当する金銭について、期限までに本機関に積み立てることを求める。</p> <p>2 前項の期限は、本機関が同項により積み立てることを求めた日が属する月の翌月末日とし、当該日が休日に当たるときは、その翌営業日とする。</p> <p>3 本機関は、第1項に規定する認定事業者等に対し積み立てることを求める差額に相当する金銭の積立てを、本機関が指定する銀行口座への振込みにより求めるものとする。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。</p> <p>4 前項の振込みに要する費用は、認定事業者等が負担するものとする。</p>
<p>(解体等積立金の追加取戻し額の決定)</p> <p>第27条 解体等積立金の取戻しを行った認定事業者等において、実際に解体等を実施した太陽光パネルの量が積立金取戻し時に予定していた太陽光パネルの量より多い場合には、当該認定事業者等は、本機関に積み立てた解体等積立金を追加的に取り戻すための申請をすることができるものとし、本機関は、申請内容の審査を実施し、解体等</p>	<p>(解体等積立金の追加取戻し)</p> <p>第30条 解体等積立金の取戻しを行った認定事業者等は、当該認定事業者等が実際に解体等を実施した太陽光パネルの量が、当該認定事業者等が積立金取戻し時に解体等を予定していた太陽光パネルの量より多い場合には、当該認定事業者等は、本機関に対し、解体等積立金の追加的な取戻しのための申請ができるものとする。本機関は、当</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>積立金の追加取戻し額を決定する。</p> <p>2 本機関は、認定事業者による前項の解体等積立金の追加取戻し申請に際して、<u>施行規則第13条の7様式第7の2</u>による申請書の提出を求める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>該申請を受けたときは、申請内容を審査し、解体等積立金の取戻しに係る額を決定する。</p> <p>2 本機関は、認定事業者に対し、前項の解体等積立金の取戻し申請にあたり<u>施行規則に定められた</u>申請書の提出を求める。</p> <p>3 本機関は、第1項の規定による審査及び決定を行った場合には、その結果及び取戻しに係る額について、電子メール又は本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより、当該認定事業者等に対し通知するものとする。</p> <p>4 本機関は、第1項の規定による解体等積立金の追加的な取戻しにあたり、認定事業者等の指定する銀行その他金融機関の口座への振込みにより対応するものとする。</p> <p>5 前項の振込みに要する費用は、本機関が負担するものとする。</p>
<p>(解体等積立金の納付の遅延に伴う督促等)</p> <p>第28条 本機関は、<u>解体等積立金の不足額を認定事業者に対して請求する場合において、認定事業者が納付期限までに解体等積立金を納付しないときは、督促状により、期限を指定して、納付を督促する等必要な措置を講じる。</u></p> <p>2 本機関は、<u>認定事業者が前項の督促状に示す期限までに解体等積立金を納付しない場合、経済産業省大臣に対して当該認定事業者を報告する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(解体等積立金の積立て及び支払いの督促)</p> <p>第31条 本機関は、<u>第16条第3項の規定により認定事業者に対して積立てを求める場合、第17条第2項の規定によりFIT電気買取事業者に対して支払いを求める場合若しくは第28条第1項又は第29条第1項の規定により認定事業者等に対して積立てを求める場合において、認定事業者が第16条第4項に規定する期限までに積み立てないとき、FIT電気買取事業者が第17条第2項に規定する期限までに支払わないとき若しくは認定事業者等が第28条第2項又は第29条第2項に規定する期限までに積み立てないときは、督促状により期限を指定して積立て又は支払いを督促する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2 前項の指定する期限は、<u>積立て又は支払いの期限の日が属する月の翌月の10日とし、月の末日が休日にあたり翌営業日が積立て又は支払いの期限となるときは、当該積立て又は支払いの期限の日が属する月の10日とする。</u></p>
<p><b>第7章 解体等積立金の運用の方法に関する事項</b></p>	<p><b>第5章 積立金の運用の方法に関する事項</b></p>
<p>(基本方針)</p> <p>第29条 本機関は、<u>解体等積立金の運用において、法の目的に則り、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>第32条 本機関は、<u>積立金の運用において、法の目的に則り、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。</u></p>
<p>(区分経理)</p> <p>第30条 本機関は、<u>電気事業法第28条の5第1項第3号の規定及び本機関の会計規程により、積立金管理業務に係る経理と積立金管理業務以外の業務に係る経費とを明確に区別して管理する。</u></p>	<p>(区分経理)</p> <p>第33条 本機関は、<u>電気事業法(昭和39年法律第170号)第28条の5第3号の規定及び会計規程により、積立金管理業務に係る経理と積立金管理業務以外の業務に係る経費とを明確に区別して管理する。</u></p>
<p>(解体等積立金の運用)</p> <p>第31条 本機関は、<u>法第15条の15及び余裕金運用業務の細則に関する規程の第5条に規定する方法により、解体等積立金を運用することができる。</u></p> <p>2 前項に規定する方法による運用収入は、<u>積立金管理業務費用に充てるものとし、他の費用に流用しない。</u></p>	<p>(積立金の運用)</p> <p>第34条 本機関は、<u>法第15条の21に基づき、余裕金運用業務の細則に関する規程の第5条に規定する方法により、積立金を運用することができる。</u></p> <p>2 本機関は、<u>積立金の運用により生じた収入を積立金管理業務費用に充てるものとし、他の費用に流用しない。</u></p>
<p>(残高の報告)</p> <p>第32条 本機関は、毎月1回その他必要があるときは、<u>解体等積立金の積立残高を経済産業大臣に報告する。</u></p>	<p>(残高の報告)</p> <p>第35条 本機関は、毎月1回その他必要があるときは、<u>積立金の積立残高を経済産業大臣に報告する。</u></p>
<p><b>第8章 (略)</b></p>	<p><b>第6章 (略)</b></p>
<p>第33条～第35条 (略)</p>	<p>第36条～第38条 (略)</p>
<p>(業務委託先における秘密の保持)</p> <p>第36条 本機関は、業務の一部を本機関以外の者に委託しようとするときは、<u>本機関の情報管理規程第37条、第38条及び第39条の規定により必要な対策を講じる。</u></p>	<p>(業務委託先における秘密の保持)</p> <p>第39条 本機関は、業務の一部を本機関以外の者に委託しようとするときは、<u>秘密情報の取扱い及び情報セキュリティに関する必要な対策を講じる。</u></p>
<p><b>第9章 (略)</b></p>	<p><b>第7章 (略)</b></p>



変 更 前 (変更点に <u>下線</u> )	変 更 後 (変更点に <u>下線</u> )
<p>(法令等の遵守)</p> <p><u>第37条</u> 本機関の職員は、<u>本機関の業務規程の別紙2-1</u>で定める職員行動規範第1条の規定により、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するとともに、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(法令等の遵守)</p> <p><u>第40条</u> 本機関の職員は、業務規程の別紙2-1で定める職員行動規範第1条の規定により、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するとともに、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努める。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(監査)</p> <p><u>第38条</u> (略)</p>	<p>(監査)</p> <p><u>第41条</u> (略)</p>
<p><b>第10章 積立金管理業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項</b></p>	<p><b>第8章 積立金管理業務に関する帳簿、書類の管理及び保存に関する事項</b></p>
<p>(帳簿及び書類の保存)</p> <p><u>第39条</u> (略)</p> <p><u>(1)</u> 法第15条の16の帳簿</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示することができるようにして、これを行うことができる。</p>	<p>(帳簿及び書類の保存)</p> <p><u>第42条</u> (略)</p> <p>一 法第15条の16に規定する帳簿</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示することができるようにする。</p>
<p>(災害等に備えた管理)</p> <p><u>第40条</u> (略)</p>	<p>(災害等に備えた管理)</p> <p><u>第43条</u> (略)</p>
<p><b>第11章 その他積立金管理業務に関し必要な事項</b></p>	<p><b>第9章 雑則</b></p>
<p>(実施細則)</p> <p><u>第41条</u> 本機関は、この規程に定めるもののほか、積立金管理業務の実施に関し必要な事項について、細則を定めることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(実施細則)</p> <p><u>第44条</u> 本機関は、本規程に定めるもののほか、積立金管理業務の実施に関し必要な事項について、細則を定めることができる。</p> <p>2 (略)</p>

**附則**

(施行期日)

本規程は、令和4年4月1日から施行する。

**附則 (令和6年4月1日)**

(施行期日)

本規程は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。